

## 令和8年度 東京都江東児童相談所福祉業務専門員（会計年度任用職員）採用選考実施要項

### 1 職名及び募集人数

福祉業務専門員 1名

### 2 勤務予定場所

江東児童相談所保護課

### 3 職務内容

一時保護所入所児童の生活指導業務補助

### 4 応募資格及び求められる能力

(1) 応募資格 次のいずれか一つ以上の要件を満たすこと

- ・ 保育士の資格を有する者
- ・ 社会福祉施設等における実務経験2年以上
- ・ 大学・短期大学の社会福祉系学部又は教育学部を卒業又は見込み
- ・ 社会福祉専門学校の卒業生・卒業見込み
- ・ 精神保健福祉士、社会福祉士の資格を有する者

(2) 求められる能力

- ・ 一時保護児童に対し、親切で丁寧な対応を行うことができる。
- ・ 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識し、誠実に業務に取り組むことができる。
- ・ 服務規律及び職場ルールを遵守し、業務に取り組むことができる。
- ・ 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できる者

### 5 任用期間

任用開始日から令和9年3月31日まで（予定）

※ 任用後原則1月は条件付採用期間です。条件付採用期間中の勤務実績が良好であった場合、正式採用となります。

※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、通算して連続4回まで公募によらずに再度任用される可能性があります。

なお、期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

### 6 勤務日数、勤務時間及び休憩時間

(1) 勤務日数

月16日（夜勤は日数に換算した場合2日とする）

(2) 勤務時間

日勤 8時30分から17時15分まで

遅番 12時15分から21時まで

夜勤 16時30分から翌9時30分まで

所定勤務時間を超える勤務 無（業務の必要上やむを得ない場合のみ）

(3) 休憩時間

日勤 12時30分から13時30分まで

遅番 15時から16時まで

夜勤 勤務時間内における90分。

## 7 報酬額

日勤・遅番 14,000円/日

夜勤 32,200円/日(1勤務)

※ 通勤手当相当額を別途支給(上限7,100円/日)

※ 原則として月の1日から末日までの期間分を翌月の15日に口座振込により支給

※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給

※ 年度途中で報酬額が増額又は減額改定される場合あり

## 8 休暇等

### (1) 有給

年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇

### (2) 無給

病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業

※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与

※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。

## 9 社会保険

共済組合、厚生年金保険、雇用保険を適用

※ 一定の要件を満たす場合

## 10 応募方法

### (1) 提出書類

次の応募書類を電子メールで送付してください。

なお、応募書類は返却しませんのであらかじめ御了承ください。

#### ①会計年度任用職員申込書

※連絡先として、日中連絡できる電話番号を記載ください。

#### ②作文

・課題「児童相談所及び一時保護所の直面する課題と役割についてあなたの考えを述べなさい」

・字数800字から1200字程度。

### (2) 応募期間

**随時募集 ※順次選考を行い、合格者が任用予定人数を満たした場合は、応募を締め切ります。**

### (3) 申込先

送付先メールアドレス：S1143503@section.metro.tokyo.jp

送付時の件名：会計年度任用職員採用選考応募(福祉業務専門員)

※ 郵送又は持参による応募は受け付けていません。

※ 申込みを確認しましたら、返信メールをお送りします。数日お待ちいただいても返信メールが届かない場合は、下記問合せ先までご連絡ください。

## 11 選考方法

### (1) 第一次選考(書類選考)

### (2) 第二次選考(面接)

集合日時の詳細については、第一次選考合格者に対し別途連絡します。

## 選考会場

東京都江東児童相談所（江東区枝川三丁目6番9号）

※電話連絡をさせていただく場合もございます。また、選考経過及び結果に関するお問い合わせには、一切対応できませんのでご了承ください。

## 12 特記事項

本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、任用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、選考過程において、書面や面接等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

## 13 問合せ先

東京都江東児童相談所連携推進課管理担当

電話03-5320-4113